

(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン 修正一覧表 (庁内検討委員会)

素案のページ	修正前	修正後
1	<p>本市においても、合計特殊出生率は平成 17 年の 1.40 以降、回復傾向にあり、平成 22 年には、1.47 となりました。しかし、東日本大震災が発生した平成 23 年には、1.49 まで上昇したものの、翌年平成 24 年には、1.39 まで低下しました。</p> <p>また、これまで長期的な課題となっている地域経済の不況や核家族化の進行、共働き家庭の増加による子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化、子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。</p> <p>これにより、郡山市で生まれ、育つ子どもたちに、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまち _____ を目指します。</p>	<p>本市においても、合計特殊出生率は平成 17 年の 1.40 以降、回復傾向にあり、平成 23 年には、1.49 となりました。しかし、東日本大震災発生直後の平成 24 年度には、1.39 まで低下しました。</p> <p>また、これまで長期的な課題となっている地域経済の低迷や核家族化の進行、共働き家庭の増加による子どもの受け皿となる保育所の不足、児童虐待の発生などに加え、東日本大震災による子どもの生活環境の変化、子どもやその保護者、家族の心身への影響など、課題が上積みされる状況となっています。</p> <p>これにより、郡山市で生まれ、育つ一人ひとりの子どもが、家族や地域社会の中で、明るく健康的に成長できるまち、将来に向けて歩み続けていけるまちの実現を目指します。</p>
3	<p>第 3 節 計画の期間</p> <p>○ _____ ニコニコ子ども・子育てプラン</p>	<p>第 3 節 計画の期間</p> <p>(仮称) 郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン</p>
5	<p>今後も、年少人口の減少及び構成比の低下傾向は続くことが考えられ、平成 27 年には 42,564 人 (13.2%)、平成 32 年には 38,990 人 (12.4%) に減少すると見込まれます。</p>	<p>今後も、年少人口の減少及び構成比の低下傾向は続くものと考えられ、平成 27 年には 42,564 人 (13.2%)、平成 32 年には 38,990 人 (12.4%) に減少すると見込まれます。</p>
7	<p>本市においては、平成 17 年の 1.40 以降、1.42~1.49 の範囲内で変動していましたが、平成 24 年には 1.39 へと大幅に低下しています。全国と比較しても、平成 23 年までは上回っていましたが、東日本大震災から 1 年後の平成 24 年には全国を下回っています。</p>	<p>本市においては、平成 17 年の 1.40 以降、1.42~1.49 の範囲内で変動していましたが、平成 24 年には 1.39 へと大幅に低下しています。全国と比較しても、平成 23 年までは上回っていましたが、東日本大震災直後の平成 24 年には全国を下回っています。</p>
9	<p>世帯数の推移は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 91,658 世帯から平成 22 年の 131,740 世帯へ、25 年間で 43.7%増加しています。</p>	<p>世帯数は、昭和 60 年以降増加傾向が続いており、昭和 60 年の 91,658 世帯から平成 22 年の 131,740 世帯へ、25 年間で 43.7%増加しています。</p>
10	<p>認可外保育所の利用者の割合は、1、2 歳児の利用割合が 15%台ですが、3 歳以降になると利用率が減少します。</p>	<p>認可外保育所の利用者の割合は、1、2 歳児の利用割合が 15%台ですが、3 歳児以上になると利用率が減少します。</p>
11	<p>認可外保育施設においても、入所児童数はほぼ横ばいですが、_____ 入所率が低下しているのは、新規施設の開設による定員数の増加のためです。</p>	<p>認可外保育施設においても、入所児童数はほぼ横ばいですが、平成 24 年度に入所率が低下しているのは、新規施設の開設による定員数の増加のためです。</p>

1 2	共働き家庭の小学校3年生以下の児童のうち、利用申し込みのあった児童を対象に受け入れを行っています。近年では、利用者数の増加傾向が続いていますが、 <u>希望者全員</u> の受入を行っています。	共働き家庭の小学校3年生以下の児童のうち、利用申し込みのあった児童を対象に受け入れを行っています。近年では、利用者数の増加傾向が続いていますが、 放課後児童クラブが設置してある小学校では 、希望者全員の受入を行っています。
1 3	子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、 1人 ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、 将来の本市の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり 、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。すべての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。	子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、 一人 ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、 自主性と社会性を身につけ主体的に社会の担い手として成長できるよう 、地域全体で取り組むべき最重要課題の1つです。すべての子どもと子育て家庭に対し、可能な限り支援を講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り「子どもの最善の利益」が実現される郡山市を目指します。
	乳幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、特に身体的感覚を伴う多様な活動を経験することにより、 <u>豊</u> な感性とともに好奇心や探究心、思考力が養われ、それらが <u>その後の生活や学びの基礎</u> になる時期です。この時期の発達是一人ひとりの個人差が大きいことにも配慮しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を 通じ 、子どもが健やかに発達できる取り組みを進めます。	乳幼児期は、遊びを中心とした生活の中で、特に身体的感覚を伴う多様な活動を経験することにより、 豊 かな感性とともに好奇心や探究心、思考力が養われ、それらが、 その後の生活や学びの基礎 になる時期です。この時期の発達是一人ひとりの個人差が大きいことにも配慮しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を 通して 、子どもが健やかに発達できる取り組みを進めます。
1 4	また、これらの支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに 他なりません 。	また、これらの支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することにも つながります 。
1 5	第3節 教育・保育提供区域の 考え方 について	第3節 教育・保育提供区域について
	子ども・子育て新制度における、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、 保護者や子ども が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。	子ども・子育て新制度における、各事業の「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、 子どもや保護者 が居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
1 5	1 教育・保育提供区域とは 教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、 保護者や子ども が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。 子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。 なお、子ども・子育て新制度における基本的な用語は、以下の通りとします。 ◆記載場所の変更 → 【用語の定義】の下	1 教育・保育提供区域とは 教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、 子どもや保護者 が居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。 子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。 なお、子ども・子育て新制度における基本的な用語は、以下の通りとします。 ◆記載場所の変更 → 【用語の定義】の上
1 6	2 郡山市における教育・保育提供区域の考え方 本市では、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの教育・保育提供区域と地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域 については 、以下の4点を重要ポイントとします。	2 郡山市における教育・保育提供区域の考え方 本市では、認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの教育・保育提供区域 及び 地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域 の設定にあたっては 、以下の4点を重要ポイントとします。

18	<p>重点施策2 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災直後には、本震及び度重なる余震の強い揺れへの恐怖から、子どもたちのPTSDが懸念されましたが、現在のところ明らかな影響を受けた子どもは確認されておりません。</p> <p>また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による直接の健康被害は確認されておりませんが、保護者の不安は拭い去ることはできません。_____保護者の不安に寄り添いながら、長期的な心身両面のケアが必要です。</p> <p>本市では、平成23年に「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」を、教育委員会、郡山市医師会、子どもに関わる事業者、学識経験者等と立ち上げ、メンタルヘルスケア事業、運動と遊びに関する事業、絵本の読み聞かせ等を実施しています。</p> <p>重点施策3 子どもたちの体力向上</p> <p>メディアやインターネットの発達などにより、子ども達が体を動かして遊んだり運動する時間が減少し、そのことによる運動能力の低下が懸念されています。</p> <p>本市では、子ども達が自ら楽しみ体を使うことができる施設の整備を進め、子どもたちの体力向上を目指してまいります。</p> <p>重点施策4 待機児童の解消</p> <p>共働き家庭の増加により、子どもの保育サービスの利用希望者は年々増加しています。このニーズに対応できるように、未就学児に対する保育サービスの充実、小学生に対する児童クラブの整備を進めてまいります。</p> <p>重点施策5 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援</p> <p>安心して子どもを産み、子育てをしやすいまちにするため、情報提供や相談支援を積極的に進めてまいります。</p>	<p>重点施策2 東日本大震災及び原子力災害からの子どもと保護者のケア</p> <p>平成23年3月に発生した東日本大震災直後には、本震及び度重なる余震の強い揺れへの恐怖から、子どもたちのPTSDが懸念されましたが、現在のところ明らかな影響を受けた子どもは確認されておりません。</p> <p>また、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による直接の健康被害は確認されておりませんが、保護者の不安は拭い去ることはできません。今後においても、保護者の不安に寄り添いながら、長期的な心身両面のケアが必要です。</p> <p>本市では、平成23年に「郡山市震災後子どものケアプロジェクト」を、教育委員会、郡山市医師会、子どもに関わる事業者、学識経験者等と立ち上げ、メンタルヘルスケア事業、運動と遊びに関する事業、絵本の読み聞かせ等を実施しています。</p> <p>重点施策3 子どもたちの体力向上</p> <p>メディアやインターネットの発達などにより、子ども達が体を動かして遊んだり運動する時間が減少し、そのことによる運動能力の低下が懸念されています。</p> <p>本市では、子ども達が自ら楽しみ体を使うことができる施設の整備を進め、子どもたちの体力向上を目指します。</p> <p>重点施策4 待機児童の解消</p> <p>共働き家庭の増加により、子どもの保育サービスの利用希望者は年々増加しています。このニーズに対応できるように、未就学児に対する保育サービスの充実、小学生に対する児童クラブの整備を進めます。</p> <p>重点施策5 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援</p> <p>安心して子どもを産み、子育てをしやすいまちにするため、情報提供や相談支援を積極的に進めます。</p>
25	<p>① 1号認定</p> <p>3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>保育の必要がない家庭の3～5歳__で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>	<p>① 1号認定</p> <p>3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>保育の必要がない家庭の3～5歳児で、「幼稚園」もしくは「認定こども園」を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>

26	<p>② 2号認定（幼稚園利用希望が強い）</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳__で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>	<p>② 2号認定（幼稚園利用希望が強い）</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある3～5歳児について、幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の3～5歳児で、現在「幼稚園」を利用している人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>
27	<p>③ 2号認定（保育所・認定こども園）</p> <p>3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳__で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>	<p>③ 2号認定（保育所・認定こども園）</p> <p>3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向のある家庭の3～5歳児で、幼稚園利用希望が強い人以外（現在、幼稚園を利用していない人）の割合を推計児童数に乗じて算出しています。</p>
28	<p>④ 3号認定（0歳）</p> <p>0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳__で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「1歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。</p>	<p>④ 3号認定（0歳）</p> <p>0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「1歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。</p>
30	<p>⑤ 3号認定（1・2歳）</p> <p>1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳__で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「3歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。</p>	<p>⑤ 3号認定（1・2歳）</p> <p>1、2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。</p> <p>【見込み量の考え方】</p> <p>共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の1、2歳児で、認可保育所等を利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出しています。ただし、「3歳以上から利用したい」として現在利用していない人は計算から除外しました。</p>
	<p>(2) 教育・保育の一体的提供の推進</p> <p>① 認定こども園の整備促進</p> <p>認定こども園の4類型（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地域裁量型）のうち、平成27年4月施行の「子ども子育て支援新制度」により新たに拡充される「幼保連携型認定こども園」については、中核市に認可権限が移譲されることから、定員を下回る幼稚園のみならず、将来的に</p>	<p>(2) 教育・保育の一体的提供の推進</p> <p>① 認定こども園の整備促進</p> <p>認定こども園の4類型（幼保連携型、保育所型、幼稚園型、地域裁量型）のうち、平成27年4月施行の「子ども子育て支援新制度」により新たに拡充される「幼保連携型認定こども園」については、中核市に認可権限が移譲されることから、定員を下回る幼稚園のみならず、将来的に</p>

<p>3 1</p>	<p>は認可保育所等からも認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めてまいります。</p> <p>② 幼・保・小連携の体制強化</p> <p>幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所の教育保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を通して連携を図るための環境を整備し、併せて連携体制を強化してまいります。</p> <p>③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「①2歳児までの事業であること」「②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保） ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談） ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合） <p>(3) 教育・保育施設の質の向上</p> <p>① 職員配置の充実</p> <p>認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けておりますことから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実に図ってまいります。</p> <p>② 職員の資質向上に向けた研修等の充実</p> <p>質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を適確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実に図ってまいります。</p> <p>③ 評価、情報公開の促進</p> <p>新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に期する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進してまいります。</p> <p>②時間外保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等に</p>	<p>は認可保育所等からも認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めます。</p> <p>② 幼・保・小連携の体制強化</p> <p>幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所の教育保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を通して連携を図るための環境を整備し、併せて連携体制を強化します。</p> <p>③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「①2歳児までの事業であること」「②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保） ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談） ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合） <p>(3) 教育・保育施設の質の向上</p> <p>① 職員配置の充実</p> <p>認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けておりますことから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実に図ります。</p> <p>② 職員の資質向上に向けた研修等の充実</p> <p>質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を的確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実に図ります。</p> <p>③ 評価、情報公開の促進</p> <p>新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に資する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進します。</p> <p>②時間外保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等に</p>
<p>3 2</p>	<p>は認可保育所等からも認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めてまいります。</p> <p>② 幼・保・小連携の体制強化</p> <p>幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所の教育保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を通して連携を図るための環境を整備し、併せて連携体制を強化してまいります。</p> <p>③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「①2歳児までの事業であること」「②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保） ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談） ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合） <p>(3) 教育・保育施設の質の向上</p> <p>① 職員配置の充実</p> <p>認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けておりますことから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実に図ってまいります。</p> <p>② 職員の資質向上に向けた研修等の充実</p> <p>質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を適確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実に図ってまいります。</p> <p>③ 評価、情報公開の促進</p> <p>新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に期する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進してまいります。</p> <p>②時間外保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等に</p>	<p>は認可保育所等からも認定こども園への移行を促すなど、保護者の多様な保育ニーズに応えるため、安全・安心な子育て環境の整備に努めます。</p> <p>② 幼・保・小連携の体制強化</p> <p>幼・保・小連携事業におきましては、幼稚園・保育所の教育保育の提供の終了に際して、児童へ小学校教育の継続的な提供を行い、その理解を促すためには、幼・保・小間の円滑な接続が重要であることから、相互参観、意見交換、合同研修等を通して連携を図るための環境を整備し、併せて連携体制を強化します。</p> <p>③ 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進</p> <p>地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の特性である「①2歳児までの事業であること」「②小集団で多様な保育ニーズに対応する事業であること」を踏まえ、以下の3点を担う連携施設を設定するよう促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒園後の進級先の確保（卒園児が優先的に入所できる枠の確保） ・保育内容の支援（園庭の利用、行事等の合同保育、保育に関する助言や相談） ・必要に応じた代替保育の提供（職員の疾病、休暇等の場合） <p>(3) 教育・保育施設の質の向上</p> <p>① 職員配置の充実</p> <p>認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、法律上、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許資格を有していることを原則としております。改正認定こども園法では、施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けておりますことから、今後、認定こども園の整備を見据え、いずれかの免許資格の保有者に対し広く周知し、免許資格の併有を促進し、職員配置の充実に図ります。</p> <p>② 職員の資質向上に向けた研修等の充実</p> <p>質の高い幼児期の教育・保育を提供するためには、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実が不可欠であります。その上で就学前教育を取り巻く多様な課題を的確に捉え、研修体制の整備と研修内容の充実に図ります。</p> <p>③ 評価、情報公開の促進</p> <p>新たに始まる給付制度の確認を受ける教育・保育施設や地域型保育の運営基準に照らし、自己評価や保護者評価のみならず、努力義務とされている第三者評価の積極的な実施、及び保護者の施設選択に資する重要事項や財務諸表などの情報公開について教育保育施設、地域型保育事業者が率先して取り組むよう推進します。</p> <p>②時間外保育事業</p> <p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等に</p>

33	<p>において保育を実施する事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳^児で、認可保育所等を18時30分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。</p>	<p>において保育を実施する事業です。</p> <p>【見込み量の考え方】 共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳^児で、認可保育所等を18時30分以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出します。</p>
38	<p>基本施策2 放課後児童対策の充実</p> <p>幼少期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要です。</p> <p>本市では現在、放課後児童クラブ、地域子ども教室等の運営をはじめ、保護者が運営する児童クラブの助成に取り組んでいます。このほか、幼稚園や認可外保育施設においても、児童の受け入れが行われています。</p> <p>今後は、平成27年度から始められる「地域子ども・子育て支援事業」における放課後児童の目標達成に努めるとともに、施設の充実や指導員の育成・質の向上などに努める必要があります。</p>	<p>基本施策2 放課後児童対策の充実</p> <p>幼少期においては、子ども同士の遊びを通じて仲間関係の形成や社会性の発達と規範意識の形成が図られることから、地域における放課後の児童の安全・安心な居場所づくりの確保が必要です。</p> <p>本市では現在、放課後児童クラブ、地域子ども教室等の運営をはじめ、保護者が運営する児童クラブの助成に取り組んでいます。このほか、幼稚園や認可外保育施設においても、児童の受け入れが行われています。</p> <p>今後は、平成27年度からスタートする「地域子ども・子育て支援事業」における放課後児童の目標達成に努めるとともに、施設の充実や指導員の育成・質の向上などに努める必要があります。</p>
44	<p>一方、子どもが欲しいにもかかわらず、不妊に悩む夫婦が増加しており、妊娠に向けた意識の啓発や、体外受精・顕微授精などの不妊治療にかかる費用の助成など、精神面・経済面の支援が必要です。</p>	<p>一方、子どもが欲しいにもかかわらず、不妊に悩む夫婦が増加しており、妊娠に向けた意識の啓発や、体外受精・顕微授精などの不妊治療にかかる費用の助成など、精神面・経済面の支援が求められています。</p>
46	<p>基本施策2 子どもや母親の健康の確保</p> <p>乳幼児健康診査や歯科検診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種の必要性の啓発が重要です。</p> <p>これまで、少子化や核家族化の進行、保護者同士の交流や地域住民^{との関係}の希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者が多数を占めてきましたが、近年改善傾向が見られます。また、身近な家族や親族を中心に困りごとの相談ができており、相談相手がない保護者は少数となっています。しかし、保護者の悩みや不安は児童虐待の要因となることから、少数であっても見逃すことはできません。</p>	<p>基本施策2 子どもや母親の健康の確保</p> <p>乳幼児健康診査や歯科検診、新生児の訪問指導等は、乳幼児の健康の保持と異常の早期発見、適切な育児の確認を行うために非常に重要です。また、感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防ぐため、予防接種の必要性の啓発が重要です。</p> <p>これまで、少子化や核家族化の進行、保護者同士の交流や地域住民^{との関係}の希薄化などにより、子育てに対する不安や孤立感を抱える保護者が多数を占めてきましたが、近年改善傾向が見られます。また、身近な家族や親族を中心に困りごとの相談ができており、相談相手がない保護者は少数となっています。しかし、保護者の悩みや不安は児童虐待の要因となることから、少数であっても見逃すことはできません。</p>
46	<p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災における原子力災害により生じた、子どもと保護者の生活環境の変化や放射線に対する不安を解消するため、子育て環境の改善や、心身のケア等長期的に支援を続けていくことが必要です。</p>	<p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災及び原子力災害により生じた、子どもと保護者の生活環境の変化や放射線に対する不安を解消するため、子育て環境の改善や、心身のケア等長期的に支援を続けていくことが必要です。</p>
50	<p>基本施策3 思春期保健対策の充実</p> <p>子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。</p>	<p>基本施策3 思春期保健対策の充実</p> <p>子どもたちを取り巻く家庭環境・社会環境の変化や生理的・身体的発達の早まりにより、子どもたちの性に関する意識や価値観が多様化しています。このような中、10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大を防ぐため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。</p>

	<p>一方、思春期は、家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。</p>	<p>また、思春期は、家族や友人との関係、社会環境などに多感な時期であることから、喫煙や飲酒、薬物等に関する教育、不登校や引きこもりなどの心の問題に対する相談支援が必要です。</p>																
	<p>基本施策4 食育の推進</p>	<p>基本施策4 食育の推進</p>																
51	<p>子どもの健康的な成長のため___、毎日、規則正しいバランスのとれた食事が必要です。平成23年度に実施した「市民健康意識調査」によると、本市における幼児、小学生の朝食欠食の割合は、平成18年度に比べて大幅に改善しています。</p> <p>そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため、食育を推進する必要があります。</p>	<p>子どもの健康的な成長のためには、毎日、規則正しいバランスのとれた食事が必要です。平成23年度に実施した「市民健康意識調査」によると、本市における幼児、小学生の朝食欠食の割合は、平成18年度に比べて大幅に改善しています。</p> <p>そのような中、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりなどを育むため、食育を推進する必要があります。</p>																
52	<p>一方で、身近に医療を受けることのできるかかりつけ医の小児科は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。</p> <p>【かかりつけの小児科医を持つ親の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>85.0%</td> <td>95.9%</td> <td>95.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：市民健康意識調査</p>		平成13年度	平成18年度	平成23年度	幼児	85.0%	95.9%	95.7%	<p>一方で、身近に医療を受けることのできる小児科のかかりつけ医は、病気やけがの際に子育て中の家庭にとって心強いパートナーになります。</p> <p>【かかりつけの小児科医を持つ親の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児</td> <td>85.0%</td> <td>95.9%</td> <td>95.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：市民健康意識調査</p>		平成13年度	平成18年度	平成23年度	幼児	85.0%	95.9%	95.7%
	平成13年度	平成18年度	平成23年度															
幼児	85.0%	95.9%	95.7%															
	平成13年度	平成18年度	平成23年度															
幼児	85.0%	95.9%	95.7%															
52	<p>(1) 小児救急医療体制の確保</p> <p>現在実施している、休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の充実に努めます。</p>	<p>(1) 小児救急医療体制の確保</p> <p>現在実施している、休日や夜間における初期救急体制及び入院治療を要する救急体制の確保に努めます。</p>																
52	<p>(2) 医療・療育への支援</p> <p>未熟児や結核にり患している児童の入院、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。</p>	<p>(2) 医療・療育への支援</p> <p>未熟児や結核に罹患し入院している児童、身体に障がいのある児童等へ、医療費等の支援に努めます。</p>																
56	<p>①各種手当の支給</p> <p>ひとり親家庭の自立支援のため、公的な各種手当の広報を行い、必要とする家庭に対して手当を支給します。</p> <p>②医療費の助成</p> <p>ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的な支援を図ります。</p> <p>③経済的自立を図るための資金の貸付</p> <p>母子家庭の母親等が、就労や児童の就学などに際して必要な資金を確保できるよう、資金貸付の支援を行います。</p>	<p>①各種手当の支給</p> <p>ひとり親家庭の自立支援のため、公的な各種手当の情報提供を行い、必要とする家庭に対して手当を支給します。</p> <p>②医療費の助成</p> <p>ひとり親家庭の医療費助成を行い、経済的な支援を図ります。</p> <p>③経済的自立を図るための資金の貸付</p> <p>母子家庭の母親等が、就労や児童の就学などに際して必要な資金を確保できるよう、資金の貸付を行います。</p>																
	<p>(3) 障がいの早期発見・早期療育</p> <p>乳幼児の健康診査や訪問事業において、医師や専門スタッフが子どもの健康・発育状態を確認し、障がいの早期発見に努めます。</p>	<p>(3) 障がいの早期発見・早期療育</p> <p>乳幼児の健康診査や訪問事業において、医師や専門スタッフが子どもの健康・発達状態を確認し、障がいの早期発見に努めます。</p>																

57	<p>また、相談や情報提供を充実させ、必要に応じ適切な療育機関との連携を図ります。</p> <p>(4) 経済的支援</p> <p>障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当てを給付するなど経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>また、相談や情報提供を充実させ、必要に応じ適切な療育機関との連携を図ります。</p> <p>(4) 経済的支援</p> <p>障がい児のいる家庭が、療育や教育を受け、地域で安心して生活できるよう、手当てを支給するなど経済的負担の軽減を図ります。</p>
	<p>また、育児休業が利用できない職場であったり、子育てしながら就業が継続できないなどといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多くみられます。</p>	<p>また、育児休業を利用できない職場であったり、子育てしながら就業を継続できないなどといった理由により、妊娠・出産を機に離職する女性が多くみられます。</p>
59	<p>(2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実</p> <p>認可保育所や認可外保育施設、留守家庭児童会の利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を行います。また、緊急時の対応や一時的に子供を預けることができるよう、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業などの推進に努めます。</p>	<p>(2) 多様な働き方に対応した保育サービスの充実</p> <p>認可保育所や認可外保育施設、留守家庭児童会の利用が円滑にできるよう、必要な施設整備を行います。また、緊急時の対応や一時的に子どもを預けることができるよう、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業などの充実に努めます。</p>
60	<p>基本施策2 雇用環境の整備</p> <p>子育て中の若い世代や、今後結婚や出産、子育てをする若者が安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した就労の促進が必要です。</p> <p>しかし、近年では非正規雇用の就労が増えているほか、東日本大震災の影響により、希望する就業が実現しづらい状況となっています。</p>	<p>基本施策2 雇用環境の整備</p> <p>子育て中の若い世代や、今後結婚や出産、子育てをする若者が安心して安定した生活を送るためには、経済的な自立が必要であり、安定した雇用環境が必要です。</p> <p>しかし、近年では非正規雇用の就労が増えているほか、東日本大震災の影響により、希望する就業が実現しづらい状況となっています。</p>
61	<p>基本施策3 男女共同参画社会の推進</p> <p>◆右の文書に全文差し替え</p>	<p>基本施策3 男女共同参画社会の推進</p> <p>本市では、「郡山市男女共同参画推進条例」に基づき「第二次こおりやま男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。男女がお互いを認め合い、尊重し、家庭、地域、学校、職場などのあらゆる場において協力し、地域活動や家庭生活における男女共同参画意識の醸成を図っていますが、男女の不平等感はいまだに解消されない状況にあります。</p> <p>また、男性の育児を積極的に支援できる職場環境づくりの推進が求められていますが、父親の育児休業取得も進まない状況となっています。</p> <p>このようなことから、多様な保育サービスの充実による仕事と子育ての両立支援のほか、安心して育児等ができる就労環境の整備・充実が求められており、男女がともに働き続けるための職場環境づくりについて、事業主に理解を求める取り組みが重要です。</p> <p>さらに、「男だから」「女だから」との理由により社会参加の選択が制限されることがないよう、性別に関係なくお互いをパートナーとして認め合う心を育てることが強く求められています。</p>
	<p>また、子どもが生活する環境の改善・向上も期待されるところです。安心して外出でき、活動できる都市基盤の整備はもちろん、事故や犯罪の防止も必要です。さらには、豪雨や豪雪、土砂災害、地震災害など、自然災害から子どもの身を守ることも必要です。大人が守ることも必要ですが子どもが自ら身を守るための教育の推進など、ハード・ソフト両面の環境整備に向けた各種施策を推進します。</p>	<p>また、子どもが生活する環境の改善・向上も期待されるところです。安心して外出でき、活動できる都市基盤の整備はもちろん、事故や犯罪の防止も必要です。さらには、豪雨や豪雪、土砂災害、地震災害など、自然災害から子どもの身を守ることも必要です。大人が守るだけでなく、子どもが自ら身を守るための教育の推進など、ハード・ソフト両面の環境整備に向けた各種施策を推進します。</p>

